

平成三十一年度第七回（十月）

諫早市農業委員会総会

議事録

平成30年度諫早市農業委員会 第7回総会議事録

1 開催日時 平成30年10月26日(金) 開会 午後2時00分 ~ 閉会 午後3時05分

2 開催場所 諫早市役所 8階 8-1会議室

3 出席委員 18人

会 長 20番 山開 博俊
会長職務代理者 19番 小森 俊夫
農 業 委 員

1番 池田つや子	2番 久保 繁	3番 中尾貞治
4番 久本純造	5番 立森和富	6番 前田貞松
7番 末永 進	8番 菅原篤博	10番 山口勇満
11番 西村ふじ子	12番 馬場誠治	13番 増山太大
14番 横田 親紀	15番 澤久 進	17番 池田武弘
18番 野副栄治		

4 欠席委員 2人

9番 小川秀幸 16番 西尾正信

5 付議事件

- 第1号 農地法第3条の規定による許可申請書審議の件
- 第2号 農地法第4条の規定による許可申請書審議の件
- 第3号 農地法第5条の規定による許可申請書審議の件
- 第4号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等審議の件
- 第5号 農地中間管理事業に係る「農用地利用配分計画」に対する意見聴取の件
- 第6号 地籍調査事業による農地地目の変更に伴う意見聴取の件
- 第7号 農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書(案)の件

6 報 告

- 第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書受理の件
- 第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件
- 第3号 農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件
- 第4号 非農地通知届出書受理の件

7 その他

8 事務局

局長 池松 弘 次長 寿柳 知己 参事補兼主任 田中 正和
主任 半田 智也 事務職員 馬場正二郎

9 議 事

(開会)

議 長 これより、平成30年度諫早市農業委員会第7回総会を開会いたします。
総会の定足数について、事務局より報告願います。

事務局 総会の定足数につきましてご報告いたします。
農業委員会の在任委員20名中、18名の出席で定足数に達していますので、総会が
成立していることをご報告いたします。

なお、9番・小川委員、16番・西尾委員、から欠席の届出がっております。
以上で、報告を終わります。

議 長 それでは議事に入る前に、諫早市農業委員会総会 会議規則第19条第2項に規定の
議事録署名人を定めたいと存じます。

私に、ご一任いただければ指名したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 異議なしということですので、議事録署名人に1番・池田つや子委員、17番・
池田武弘委員のご両人をお願いいたします。

それでは、議事に入りますが、議事進行上、発言される際は挙手をし、議長の許可を
受けてから、氏名を告げて発言願います。

また、発言は簡明に、議題外、又はその範囲を越えないようにお願いします。

(議案第1号) それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」を議題とい
たします。

事務局から、説明をお願いします。

事務局 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」を説明します。

1番、諫早地区、福田町の農地1筆、2,300㎡を耕作に便利のため、購入する申
請です。

権利取得後の農地面積は14,266㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えてい
ます。

トラクターや田植機等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。
また、農業に15年間従事され、譲受人宅から申請地まで約300mでありますので、
機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま。

2番、長田地区、小豆崎町の農地1筆、577㎡を耕作に便利のため、購入する申
請です。

権利取得後の農地面積は5,648㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えていま
す。

トラクターや田植機等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。
また、農業経験は42年で、譲受人宅と申請地は隣接していますので、機械、労働力、
技術、通作距離に問題は無いと思われま。

3番、高来地区、高来町溝口の農地2筆、2,221㎡を農業経営規模拡大を図るた

め、購入する申請です。

権利取得後の農地面積は8,656.36㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。

トラクターや田植機等の機械はリースされており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に53年間従事され、譲受人宅から申請地まで車で約10分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

す。4番、小長井地区、小長井町古場の農地1筆3,566㎡の贈与を受け、農業に精進するための申請です。

権利取得後の農地面積は25,600㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。

トラクターや田植機等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に44年間従事され、譲受人宅から申請地まで約50mでありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

す。

議長 議案第1号の説明がありましたので、1番・諫早地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 委員補足説明を致します。

1番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。

権利取得後は、農業経営する全ての農地において年間を通し、水稻、馬鈴薯、キウイ等を栽培されると見込まれます。

権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。

農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、問題ないと思います。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長 1番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、1番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、1番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、2番・長田地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 委員補足説明を致します。

2番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。

権利取得後は、農業経営する全ての農地において年間を通し、水稻、露地野菜を栽培されると見込まれます。

権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整には協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。

農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、問題ないと思います。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長 2番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、2番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、2番は申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、3番・高来地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 委員補足説明を致します。

3番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。

権利取得後は、農業経営する全ての農地において年間を通し、水稻、そばを栽培されると見込まれます。

権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整には協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。

農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、問題ないと思います。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長 3番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、3番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、3番は申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、4番・小長井地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 委員補足説明を致します。

4番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。

権利取得後は、農業経営する全ての農地において年間を通し、水稻、露地野菜を栽培されると見込まれます。

権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整には協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。

農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、問題ないと思います。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長 4番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、4番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、4番は申請どおり許可することに決定いたします。

(議案第2号) 次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。

事務局から、説明をお願いします。

事務局 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請書審議の件」を説明します。

1番についてご説明します。1番は公衆用道路としての転用申請です。区域区分は「その他の区域」「農振白地」です。

申請地は飯盛支所から北へ950mに位置し、農地区分は「農業公共投資の対象と

なっていない小集団の生産性の低い農地」ですので第2種農地とされます。地積は54.92㎡。

被害防除計画について、隣接地の道路の延長にありアスファルト舗装をして利用します。日照通風について建物等はありませんので影響はないものと思われます。雨水は道路側溝を利用し西側河川に放流します。隣接地所有者との協議報告書も提出済みです。以上です。

議長 議案第2号の説明がありましたので、1番・飯盛地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 委員補足説明を致します。

1番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。

地区の協議会で協議したところ農地転用の立地基準については第2種農地と判断されます。土地利用計画は農地転用の許可基準を満たしていると思われます。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長 1番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、1番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、1番は、申請どおり許可することに決定いたします。(議案第3号)次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。

事務局から、説明をお願いします。

事務局 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」を説明します。

1番についてご説明します。1番は住宅用地としての転用申請です。

契約は贈与。区域区分は「その他の区域」「農振白地」です。

申請地は、有喜出張所から西北西へ900mに位置し、農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小規模の生産性が低い農地」ですので、第2種農地とされます。

土地利用計画は、174.00㎡の土地に住宅を建設予定です。

資金は融資証明で確認済み、土地選定理由書も提出済みです。

被害防除計画ですが、申請地の周囲を擁壁で囲み西側から4mまで1.5m切土をしてスロープを設置し駐車場とします。東側の住宅用地との間に側溝を設置し雨水を南側道路側溝に放流します。隣接農地は所有者の農地のみですので日照通風は問題ないものと思われます。污水、雑排水は合併浄化槽を使用し道路側溝に放流します。

2番について説明します。2番は駐車場としての転用申請です。

契約は賃貸借の永年。区域区分は「市街化調整区域」「農振白地」です。

申請地は西諫早幼稚園から南東へ150mに位置し、農地区分は周囲を市街化区域で囲まれており市街地近傍孤立農地として第2種農地とされます。

土地利用計画は、西諫早幼稚園の職員と送迎者の駐車場の不足のため589㎡の土地に22台分の駐車場を造成する予定です。

資金は残高証明書で確認済み、法人の定款、登記事項証明書も提出済みです。

被害防除計画ですが、全体を20cm盛土して、進入口から幅員4mのスロープを設置します。建物がありませんので隣接農地に日照通風での影響はないものと思われます。雨水は傾斜により北側に集水し道路側溝に放流します。また、南側ため池から染み出る水を排水するため有孔管を埋設し水路に放流します。駐車場の利用計画書も提出済みです。

3番について説明します。3番は、真崎町の分譲地内に設置された防火水槽周辺の墓地、農地への侵入路としての転用申請です。

契約は売買。区域区分は「市街化調整区域」「農振白地」です。また、定款、登記事項証明書も提出済みです。

申請地は、真崎小学校から北西へ200mに位置し、農地区分は真崎川を挟み市街化区域ですので市街地近傍孤立農地として第2種農地と思われます。

土地利用計画は、143㎡の土地を分筆し墓地、農地への道路を造成します。

被害防除計画は、3mの切土をして整地します。周囲の農地に日照通風で影響はないものと思われます。雨水は自然流下、汚水雑排水は発生しません。

4番について説明します。4番は、昭和55年頃から所有者との間で農地を駐車場として使用貸借で利用していたとの追認申請です。

契約は売買。区域区分は「市街化調整区域」「農振白地」です。

申請地は、小江深海出張所から西へ1.2kmに位置し、農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」ですので第2種農地と思われます。地積は22㎡。

被害防除計画ですが造成をせずに使用しています。周囲に農地はありませんので日照通風の影響はないと思われます。雨水は自然流下。顛末書も提出済みです。

5番について説明します。5番は住宅用地として転用申請です。

契約は売買。区域区分は「その他の区域」「農振白地」です。

申請地は飯盛支所から北へ950mに位置し、農地区分は「公共農業投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」ですので第2種農地と思われます。3筆327㎡の面積に一般住宅を建設する予定です。資金は融資予定証明で確認済みです。また、田を畑に無断で転用した顛末書も提出済みです。隣接の農地についても馬鈴薯や菜種を作付する利用計画書も提出してあります。

被害防除計画ですが、擁壁を設置し、土砂の流出を防ぎます。日照・通風につきましては周囲の農地が譲渡人の土地だけですので影響はないものと思われます。雨水は道路側溝に放流します。汚水、雑排水は合併浄化槽を使用し道路側溝へ放流します。

6番につきましてご説明します。6番は住宅用地として転用申請です。

契約は売買。区域区分は「その他の区域」「農振白地」です。

申請地は飯盛支所から北へ900mに位置し、農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性が低い農地」ですので第2種農地と思われます。面積は333.88㎡。

資金は融資証明書で確認済みです。

被害防除計画ですが現状のまま使用します。東の水路側には擁壁を設置し土砂の流出

を防ぎます。周囲が宅地ですので日照・通風で農地への影響はないと思われます。雨水は傾斜で東側水路に放流します。汚水雑排水は合併浄化槽を使用し水路に放流します。

7番についてご説明いたします。7番は昭和63年に墓地として高来町に寄付された後、墓地の一部が越境していたとの追認申請です。

契約は寄付。区域区分は「その他の区域」「農振白地」です。

申請地は、高来支所から北へ600mに位置し、農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性が低い農地」として第2種農地と思われます。地積は3.19㎡です。

被害防除計画ですが現地はすでに墓地として使用されており周囲も石垣で囲まれています。雨水も自然流下で道路側溝に放流しています。顛末書も提出済みです。

8番につきましてご説明します。8番は墓地の拡張として転用申請です。

契約は寄付。区域区分は「その他の区域」「農振白地」です。

申請地は、高来支所から北へ600mに位置し農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」ですので第2種農地と思われます。327㎡の土地に16区画の墓地と駐車場2台分の敷地を予定しています。

被害防除計画ですが区画予定地の北側と東側にコンクリートブロックで擁壁を設置し土砂の流出を防ぎます。隣接農地へ日照通風で影響がないよう東側農地から3～5m離し緑地帯を設けます。雨水は通路を利用し申請地南側の水路を通し道路側溝に放流します。墓地等経営許可申請書、事業計画書も提出済みです。

議長 議案第3号の説明がありましたので、1番・有喜地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 委員補足説明を致します。

1番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。

地区の協議会で協議したところ、農地転用の立地基準については、第2種農地と判断されます。

土地利用計画は農地転用の許可基準を満たしていると思われます。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長 1番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、1番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、1番は申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、2番と3番・真津山地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 2番と3番の委員補足説明を致します。

先ず2番ですが、現地を担当地区の推進委員と確認してきました。

地区の協議会で協議したところ農地転用の立地基準については、第2種農地と判断されます。

土地利用計画は農地転用の許可基準を満たしていると思われます。

次に、3番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。

地区の協議会で協議したところ農地転用の立地基準については、第2種農地と判断されます。

土地利用計画は農地転用の許可基準を満たしていると思われま

す。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長 2番と3番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、2番と3番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、2番と3番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 ○番委員にお尋ねいたします。申請者は学校法人ですが、どのような学校法人でしょうか。

委員 幼稚園を運営している学校法人です。

議長 分かりました。

議長 次に、4番・長田地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 4番の委員補足説明を致します。

4番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。

地区の協議会で協議したところ、農地転用の立地基準については、第2種農地と判断されます。

許可してもやむを得ないかと思われま

す。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長 4番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、4番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、4番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、5番と6番・飯盛地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 5番と6番の委員補足説明を致します。

5番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。

地区の協議会で協議したところ、農地転用の立地基準については、第2種農地と判断されます。

土地利用計画は農地転用の許可基準を満たしていると思われま

す。

6番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。地区の協議会で協議したところ、農地転用の立地基準については、第2種農地と判断されます。

土地利用計画は農地転用の許可基準を満たしていると思われま

す。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長 5番と6番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、5番と6番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、5番と6番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、7番と8番・高来地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 委員補足説明を致します。

7番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。

地区の協議会で協議したところ、農地転用の立地基準については、第2種農地と判断されます。

許可してやむを得ないと思われます。

8番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。

地区の協議会で協議したところ、農地転用の立地基準については、第2種農地と判断されます。

土地利用計画は農地転用の許可基準を満たしていると思われます。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議 長 7番と8番について、何かご質問はありませんか。

委 員 事務局にお尋ねします。8番については、16区画の墓地の用地ということですが、1区画は縦何m、横何mですか。

事務局 縦約3m、横約3mです。

委 員 分かりました。

議 長 他に、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、7番と8番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、7番と8番は、申請どおり許可することに決定いたします。

(議案第4号) 次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定等審議の件」を議題といたします。

議 長 事務局から、説明をお願いします。

事務局 議案第4号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定等審議の件」を説明します。

1番から5番までは借受人が同一の案件です。

1番、有喜地区、早見町の農地3筆、3,553㎡、

2番、有喜地区、早見町の農地1筆、1,089㎡、

3番、有喜地区、早見町、飯盛地区、飯盛町中山、開及び上原の農地12筆、14,063.61㎡、

4番、飯盛地区、飯盛町上原の農地2筆、4,432㎡、

5番、飯盛地区、飯盛町上原の農地3筆、5, 328㎡、

計21筆、28, 465. 61㎡を農業経営規模拡大を行うため、賃貸借10年及び使用貸借20年で借り入れる新規の申し出です。申出人は、馬鈴薯、人参の生産を主体に経営されています。

6番、飯盛地区、飯盛町後田の農地1筆、416㎡を農業経営規模拡大を行うため、賃貸借10年で借り入れる新規の申し出です。申出人は、馬鈴薯、人参の生産を主体に経営されています。

7番、飯盛地区、飯盛町中山の農地1筆、704㎡を農業経営規模拡大を行うため、賃貸借10年で借り入れる新規の申し出です。申出人は、馬鈴薯、人参の生産を主体に経営されています。

8番、小長井地区、小長井町井崎の農地8筆、9, 314㎡を引き続き農業経営を行うため、使用貸借20年で借り入れる再設定の申し出です。申出人は、野菜苗の生産を主体に経営されています。

9番、有喜地区、早見町の農地8筆、6, 404㎡を農業経営規模拡大を行うため、購入する申し出です。申出人は、人参の生産を主体に経営されています。

10番、有喜地区、早見町の農地1筆、1, 996㎡を農業経営規模拡大を行うため、購入する申し出です。申出人は、馬鈴薯、人参の生産を主体に経営されています。

11番、小長井地区、小長井町遠竹の農地4筆、4, 819㎡を農業経営規模拡大を行うため、購入する申し出です。申出人は、キャベツ、グリーンリーフの生産を主体に経営されています。

以上、1番～11番までの申し出は、権利取得後の全ての農地について、年間を通して耕作されると認められるため、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

以上です。

議長 議案第4号の説明がありましたが、1番から7番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、1番から7番は、申出どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、1番から7番は、申出どおり許可することに決定いたします。

議長 次の8番は、私20番委員に関する事項でございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議長を会長職務代理と交代し退席します。

(20番委員退席)

職務代理 議長を交代し、審議を再開いたします。

8番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

職務代理 ご質問がないようですので、8番は、申出どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

職務代理 ご異議がないようですので、8番は、申出どおり許可することに決定いたします。
20番委員の入場を求め、議長を交代いたします。

(20番委員入場)

議長 再度、議長を交代し、審議を再開いたします。
9番から11番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、9番から11番は、申出どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、9番から11番は、申出どおり許可することに決定いたします。

(議案第5号) 続きまして、関連がありますので、議案第4号の12番から252番、議案第5号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画に対する意見聴取の件」について、一括して議題とします。

事務局から、説明をお願いします。

事務局 議案第5号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画に対する意見聴取の件」について説明します。

今回、農地中間管理事業に係る分として、小野地区の川内町新地、森山地区の諫早干拓、飯盛地区の後田及び山口の各地域から、合計701筆、1,026,437.72㎡の農地の利用権設定の申し出がっております。

農地の出し手が219名で、受け手が124名となっております。

次に、地域毎に説明していきたいと思います。

小野地区の川内町新地分についてです。別添の1ページをお開き下さい。

議案第4号の12番から32番、小野地区、小野島町及び川内町の農地、計107筆、204,198.72㎡を、議案第5号の1番から9番に、使用貸借10年又は賃貸借10年で、新規に権利設定する農用地利用配分計画です。

権利の設定を受ける者は、水稻、麦、玉葱の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、川内町新地地域の農地の集積に繋がります。

農地の出し手が21名で、受け手が9名となっております。詳細につきましては、別添の1ページから8ページに記載のとおりです。

特に説明を要する箇所は、4ページの20番の1の農地1筆、6ページの20番の2の農地2筆、7ページの20番の3の農地2筆、同じく7ページの28番の農地8筆が未相続地となっており、利用権の設定に関する同意書が提出されています。

次に、森山地区の諫早干拓分について説明します。別添の9ページをお開き下さい。

議案第4号の

33番から53番、森山地区、森山町本村及び森山町田尻の農地、計35筆、93,526㎡を、議案第5号の10番から28番に使用貸借10年で、新規に権利設定する農用地利用配分計画です。

権利の設定を受ける者は、水稻、麦、大豆、馬鈴薯、玉葱等の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、諫早干拓地域の農地の集積に繋がります。

農地の出し手が21名で、受け手が19名となっています。詳細につきましては、別添の9ページから12ページに記載のとおりです。

特に説明を要する箇所は、11ページの43番の農地2筆が未相続地となっており、利用権の設定に関する同意書が提出されています。

次に、飯盛地区の飯盛南部後田分について説明します。別添の13ページをお開き下さい。

議案第4号の54番から175番、飯盛地区、飯盛町後田の農地、計352筆、336,926㎡を、議案第5号の29番から86番に使用貸借10年又は賃貸借10年で、新規に権利設定する農用地利用配分計画です。

権利の設定を受ける者は、馬鈴薯、人参、玉葱、生姜、花き等の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、飯盛南部後田地域の農地の集積に繋がります。

農地の出し手が109名で、受け手が58名となっています。詳細につきましては、別添の13ページから44ページに記載のとおりです。

最後に、飯盛地区の飯盛北部山口分について説明します。別添の45ページをお開き下さい。

議案第4号の176番から252番、飯盛地区、飯盛町中山及び飯盛町山口の農地、計207筆、391,787㎡を、議案第5号の87番から124番に使用貸借10年又は賃貸借10年で、新規に権利設定する農用地利用配分計画です。

権利の設定を受ける者は、馬鈴薯、人参、大根等の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、飯盛北部山口地域の農地の集積に繋がります。

農地の出し手が68名で、受け手が38名となっています。詳細につきましては、別添の45ページから64ページに記載のとおりです。

特に説明を要する箇所は、55ページの221番の農地12筆のうち11筆が共有名義で持分3分の1ずつとなっておりますので、利用権の設定に関する同意書が提出されています。このほか、57ページの218番の農地5筆のうち4筆、61ページの229番の農地1筆が未相続地となっており、利用権の設定に関する同意書が提出されています。

以上、第4号議案の12番から252番までの申し出は、農地中間管理事業の実施に係るものと認められるため、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号の要件を満たしています。

また、第5号議案の1番から124番までの農用地利用配分計画は、「農地中間管理事業の実施に関する規程」の「貸付先決定ルール」に基づき作成されたものであります。

以上です。

議長 議案第4号の12番から252番、また、議案第5号の1番から124番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、議案第4号の12番から252番を許可し、議案第5号の1番から124番を「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第4号の12番から252番を許可し、議案第5号の1番から124番を「意見なし」とすることに決定いたします。

(議案第6号) 次に、議案第6号「地籍調査による農地地目変更に伴う意見聴取の件」を議題といたします。

事務局から、説明をお願いします。

事務局 議案第6号「地籍調査事業による農地地目の変更に伴う意見聴取の件」について説明します。

本案は、地籍調査の結果、登記地目が農地から変更を予定している小栗地区、小ヶ倉町の土地3筆につきまして、地籍調査課から意見を求められているものです。

小ヶ倉町の土地3筆のうち1筆については、山林への地目変更で、非農地通知済の土地です。残り2筆のうち1筆は、宅地への通路となっているため宅地への変更。もう1筆が耕作放棄地となっているため原野への変更となっております。この2筆について現地の確認をしております。

以上です。

議 長 議案第6号の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、「意見なし」とすることに決定いたします。

(議案第7号) 次に、議案第7号「農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書(案)の件」を議題といたします。

事務局から、説明をお願いします。

事務局 議案第7号「農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書(案)の件」について説明します。

1番で担い手への農地利用の集積・集約化の推進について、2番で耕作放棄地の発生防止と解消に関する施策の推進について、3番で新規参入等に関する施策の推進について、4番で有害鳥獣対策の継続について、5番で太陽光発電施設の規制強化について意見としてあげています。

以上です。

議 長 意見書の1番から5番については、運営委員会に諮って地区別協議会で協議されおりましたが、議案第7号の説明について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、意見書はこの1番から5番でよろしいでしょう。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、これを意見書とすることに決定いたします。

(報告) 次に、報告案件について、事務局より報告願います。

事務局 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書受理の件について説明します。

小野地区から1件、有喜地区から2件、本野地区から1件、合計4件提出されています。

届出理由は、いずれも相続により農地の所有権を取得したためです。

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件について説明します。

小野地区から1件、有喜地区から3件、飯盛地区から6件、高来地区から1件、小長井地区から1件、合計12件提出されています。

解約理由は、小野地区の12件すべてが、中間管理事業に取り組むため。

小野地区の1件は、農地中間管理事業に取り組むため。

有喜地区の3件のうち、1件は売買するため、残りの2件は耕作者を変更するため。

飯盛地区の6件のうち、2件は耕作者を変更するため、残りの4件は農地中間管理事業に取り組むため。

高来地区の1件は、都合により耕作できなくなったため。

小長井地区の1件は、売買するためです。

次に、報告第3号「農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件」について説明します。

諫早地区で1件、真津山地区で1件の届出が提出されています。

諫早地区、原口町1筆66㎡の農地を2台分の駐車場への届出が出ています。

真津山地区、小船越町3筆269.50㎡の農地を住宅用地としての届出が出ています。

報告第4号「非農地通知申出書受理の件」について説明します。

諫早地区から2件で、小栗地区から3件、有喜地区から4件、長田地区から1件、多良見地区から1件、飯盛地区から1件、小長井地区から3件で、合計15件、筆数31筆、面積30,029㎡の非農地通知の申出を受けております。いずれも農地利用状況調査でB分類、農振白地です。

以上です。

議長 ただいまの報告の件について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 なければ、報告の件は、ご了承をお願いいたします。

議長 以上をもちまして、ただいま議決されました案件は全て終了いたしました。

お諮りします。議決されました案件につきましては、字句、数字、その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がありませんので、これらの整理を要するものにつきまして、議長に委任することに決定いたしました。

議 長 本日の、農地法等に係る審議結果をご報告します。

議案第1号 農地法第3条許可	4件。
議案第2号 農地法第4条許可	1件。
議案第3号 農地法第5条許可	8件。
議案第4号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定	252件。
議案第5号 農地中間理事業に係る農用地利用配分計画	124件。
議案第6号 地籍調査事業による農地地目の変更に伴う意見聴取の件	1件。
議案第7号 農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書(案)の件	1件。

以上、審議件数は、全部で391件でございました。

以上で本日の審議事項等はすべて終了いたしました。

委員さん方から何かご質問等はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 なければ、事務局から連絡事項等はありませんか。

事務局 (事務連絡)

議 長 それでは、これもちまして、平成30年度諫早市農業委員会第7回総会を閉会いたします。

長時間にわたり、ありがとうございました。

議 長 _____ (印)

議事録署名人 _____ (印)

議事録署名人 _____ (印)